

<令和6年1月～3月限定>

①給食費の無償化 ②弁当等持参者への支援を実施します

日頃から、本市学校給食運営にご理解を賜りまして感謝申し上げます。

この度、松戸市では子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、松戸市立小・中学校に在籍している児童生徒全員を対象に、令和6年1～3月までの3か月限定で給食費の無償化・弁当等持参者への支援を実施します。

※他の制度で支援を受けている分は対象外です。(詳しくは市ホームページをご覧ください。)

①給食費の無償化

今回の無償化(令和6年1～3月)に関しては、保護者様の手続きはありません。

※1回でも弁当等を持参する見込みがある場合は **②の申請** が必要です※

②弁当等持参者への支援(補助金の給付)

1.支援(補助金給付)の内容について

給食実施日に弁当等を持参した日数に給食費の1食単価を掛け合わせた給食費相当額の補助金を給付します。
(欠席した日は除きます)。

弁当	牛乳	支援の内容
持参(給食を食べない)	飲まない	1食分(牛乳代を含む)を保護者に給付
	飲む	1食分(牛乳代を除く)を保護者に給付
持参しない(給食を食べる)	飲まない	1食分の牛乳代を保護者に給付

2.申請方法(電子または書面)

<電子申請>

右に記載しているQRコードからオンライン申請をしていただくか、弁当等持参者への支援に関するホームページをご覧ください。

※オンライン申請が初めての方は、利用登録が必要です。



こちらのQRコードをスマートフォンなどで読み込み、「松戸市オンライン申請システム」にて「弁当等持参支援」の申請フォームに入力し申請いただけます。

<書面申請>

- ・対象の児童生徒が複数いる場合、申請書は世帯で1枚にまとめてご記入ください。
- ・申請書はホームページからダウンロードできます。『松戸市 学校 弁当持参』で検索できます。

3.申請期限

申請期限：令和6年2月29日(木曜) 必着

4.決定通知

給付額を記載した決定通知書は、令和6年3月下旬に送付し、4月中に申請口座へ給付します。

お問い合わせ先

松戸市教育委員会 学校財務課 学校給食担当室
〒271-8588 松戸市根本 356 番地 京葉ガスF松戸ビル 4 階
電話 047-366-7463 FAX 047-366-4349
メール mckyuushoku@city.matsudo.chiba.jp